

国庫支出金返還金に係る支出事務の遅滞について

保健福祉部所管の国庫補助金「感染症予防事業費等国庫補助金(疾病予防対策事業費等補助金)」につきまして、超過交付額を国に返還する際に、支出事務を失念したことにより延滞金の支払いが発生しました。

1. 概要

感染症予防事業費等国庫補助金の返還金について、令和5年1月23日付交付額の確定通知書を受けて、4,991,000円を4月11日までに返還しなければならないところ、5月9日に未払いであったことが判明しました。

判明後、直ちに処理を行い、返還金については、既に支払いを完了しましたが、支払い遅延による延滞金が生じることとなりました。

延滞金につきましては、現時点において金額が確定していませんので、確定次第、支払い手続きを進めてまいります(延滞金:45,000円程度)。

2. 原因

職員が支出事務を失念したことと、上等等職員の確認不足によるものです。

3. 今後の対策

チェック体制の見直しを行うとともに、支払い状況を定期的に確認するなど、適正な事務の執行を職員に徹底してまいります。

この件に関するお問い合わせ

笠間市役所 健康医療政策課 担当:山本

電話番号:0296-77-9145(地域医療センターかさま内) ファックス番号:0296-77-9146

e-mail:kenko@city.kasama.lg.jp